



一般財団法人 地球・人間環境フォーラム

国際サステナビリティ基準審議会 （ISSB審議会）の設立と 今後の展望について

2022年6月

KPMGあずさサステナビリティ株式会社

パートナー 齋尾 浩一郎

Agenda

1. 非財務情報開示の国際動向

- ① 米国SECによる気候関連情報の開示に関する提案
- ② CSRDによる開示に関する提案
- ③ ISSB審議会による開示に関する提案

2. 非財務情報開示の国内動向

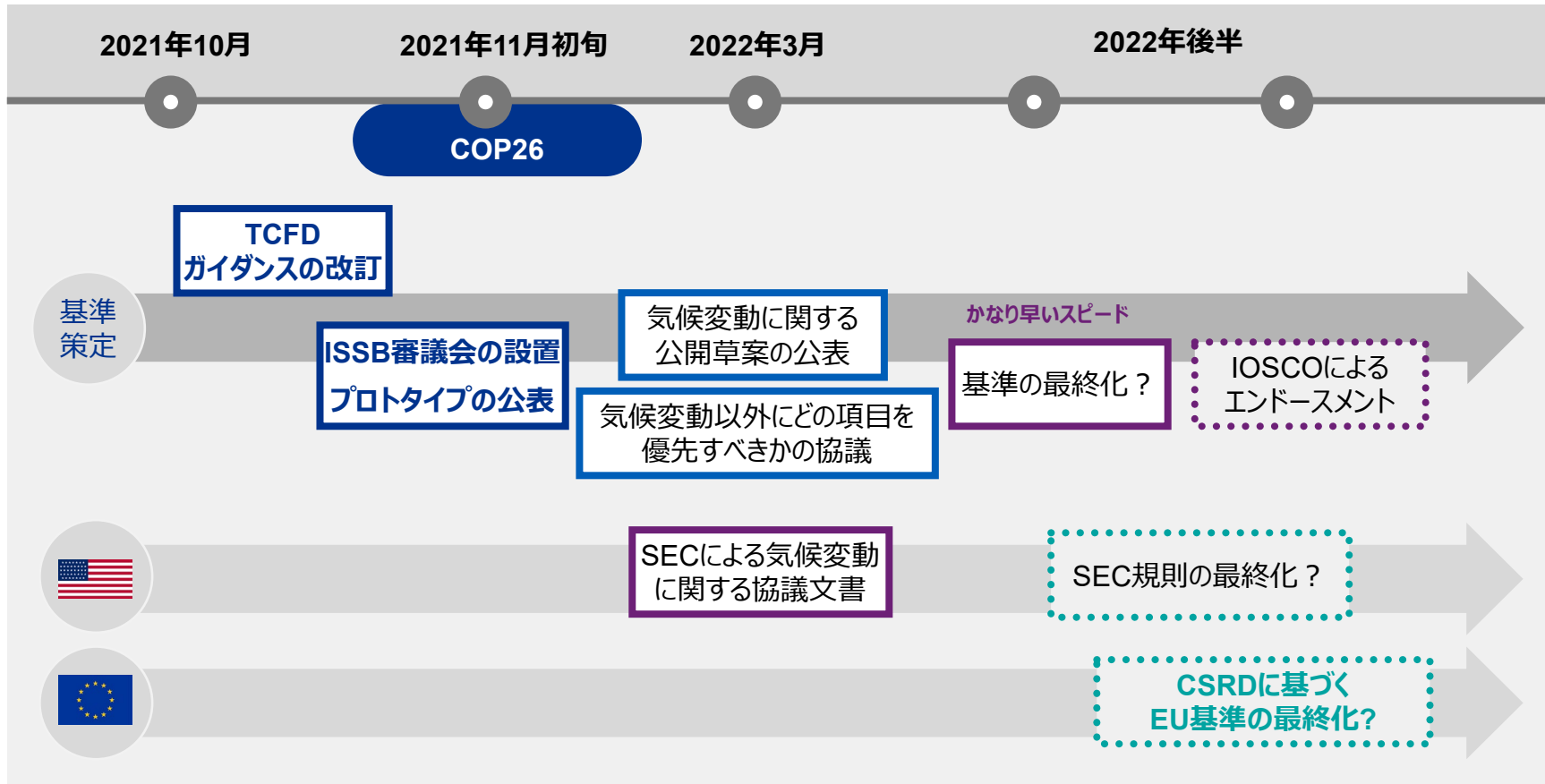
3. 今後の展望



1. 非財務情報開示の国際動向

非財務情報の制度化に向けた国際的な動向

サステナビリティ情報の開示基準の開発や各国における制度化が急ピッチで進んでいます。

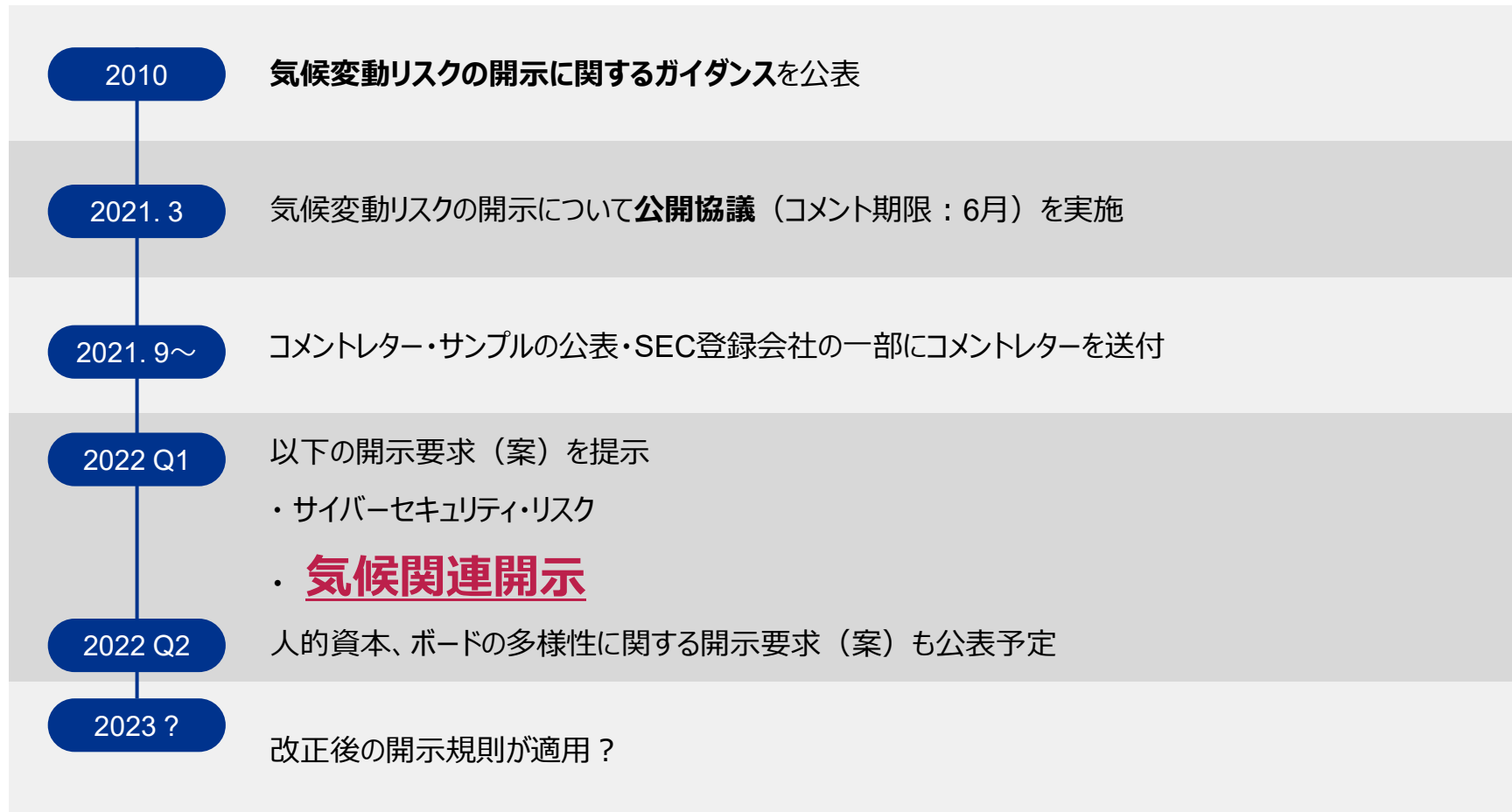




① 米国SECによる気候関連情報の 開示に関する提案

これまでの経緯

米国では、**SEC**が気候関連情報等に係る報告制度の見直しを進めています。



開示提案の概要 (1/2)

SECは、2022年3月22日に、気候関連開示に関する公開草案を公表しています。同公開草案は、**SEC届出書類（20-Fを含む。）において気候関連情報を開示する旨を要求**することを提案するものです。

SECによる提案は、**TCFD提言**および**GHGプロトコル**の内容を基礎としています。

開示提案の概要		
1	ガバナンス	気候関連リスクに対する企業の取締役や経営者による監視およびガバナンスのあり方
2	気候関連 リスクの影響	気候関連リスクが事業や連結財務諸表に対してどのような影響を与えたか、将来（短期・中期・長期）において、どのような影響を生じさせると考えられるか
3	戦略、 事業モデル および見通し	気候変動リスクが企業の戦略、ビジネスモデル、将来の見通しにどのような影響を与えたか／将来において、どのような影響を与えると考えられるか （シナリオ分析を実施している場合は当該分析の概要、内部炭素価格を利用している場合はその概要、を記載することが提案されている。また、カーボンオフセットまたはRECsを利用している場合も一定の記載が提案されている）
4	リスク管理	気候関連リスクを識別・評価・管理するプロセス、および当該プロセスが企業全体のリスク管理の仕組みやプロセスにどのように組み込まれているか

開示提案の概要 (2/2)

開示提案の概要						
5	財務諸表注記 における開示 (内部統制評価・内部監査、財務諸表監査の対象を想定)	気候関連事象（異常気象、その他の自然状況に関する事象、企業が特定した物理的リスク）および移行に向けた活動（企業が特定した移行リスクを含む）が以下に与える影響額				
		<table><tr><td>影響額が、各科目合計の1%以上の場合</td><td>連結財務諸表上の科目</td></tr><tr><td>影響額が、費用化された支出額、または資産計上された支出額合計の1%以上の場合</td><td>支出額に与える影響</td></tr></table>	影響額が、各科目合計の1%以上の場合	連結財務諸表上の科目	影響額が、費用化された支出額、または資産計上された支出額合計の1%以上の場合	支出額に与える影響
		影響額が、各科目合計の1%以上の場合	連結財務諸表上の科目			
影響額が、費用化された支出額、または資産計上された支出額合計の1%以上の場合	支出額に与える影響					
気候関連事象および移行に向けた活動によって影響を受ける見積りや仮定に関する開示						
6	GHG排出量に係る指標	- Scope1、2の排出量に関する指標 ※外部保証も要求 - 排出総量（GHGの種類別の排出量および合算ベースの排出量） - 排出原単位（Scope1および2合算ベース） - Scope3の排出量および排出原単位 （重要な場合、または企業がScope3を含めて削減目標を公表している場合）				
7	目標またはゴール	企業による気候関連の目標および移行計画				

セーフハーバールール

ICP

不確実性が高いForward-lookingな情報

シナリオ分析

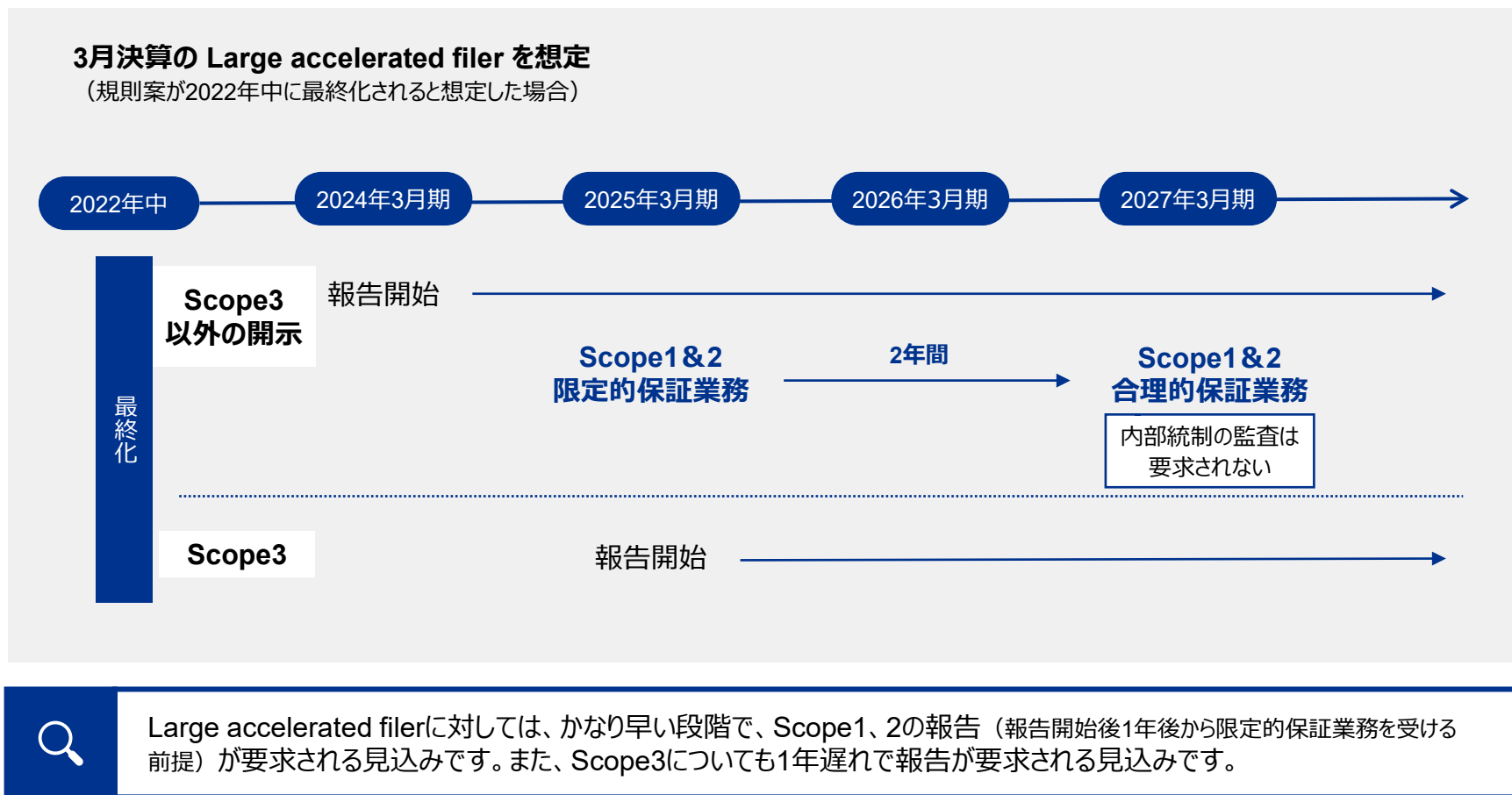
不確実性が高いForward-lookingな情報

スコープ3排出量

データ入手の難易度が高い

タイムライン

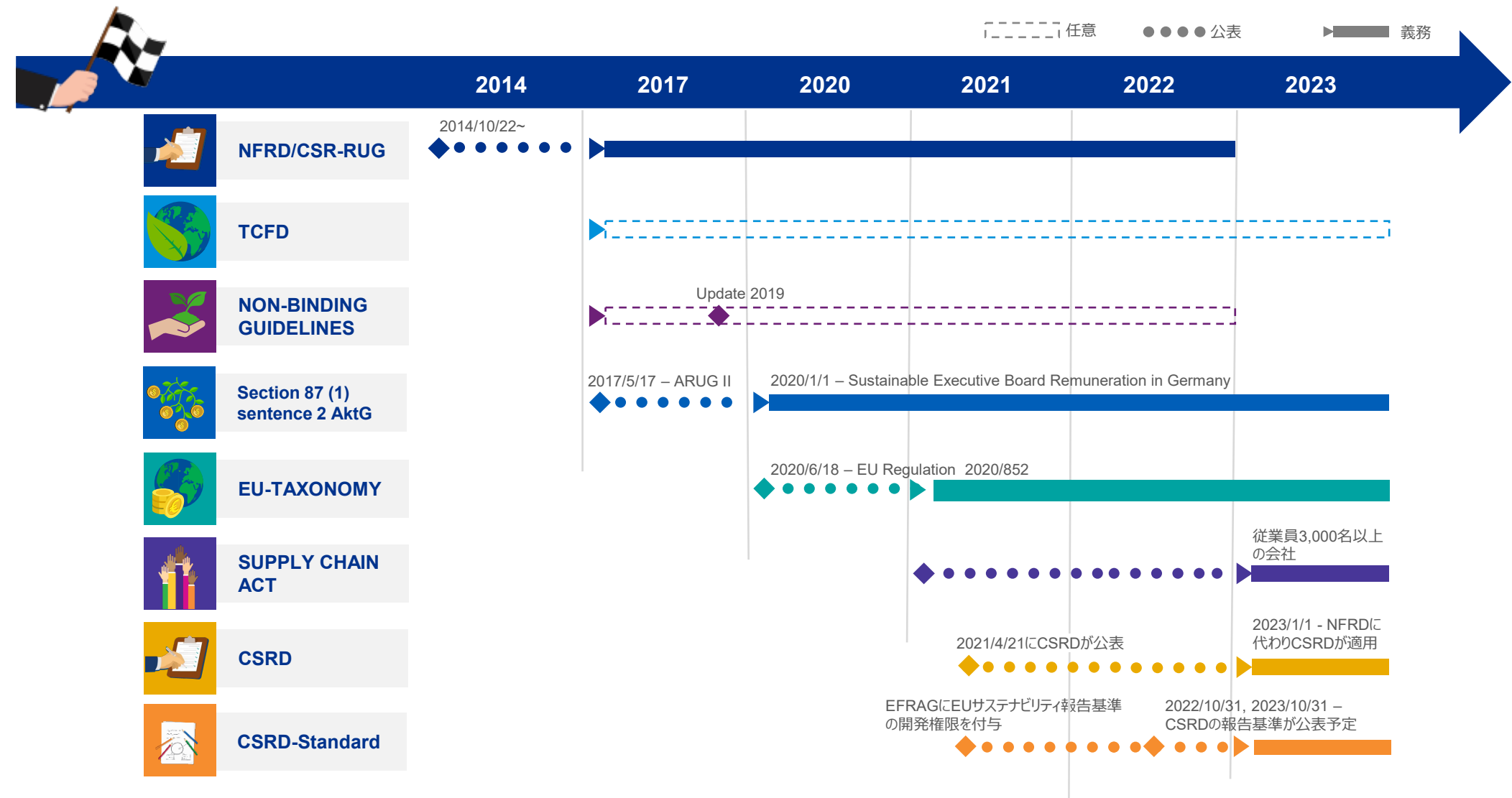
気候関連情報の開示および保証業務は、以下のような時間軸で進んでいくことが想定されています。





② CSRDによる開示に関する提案

EUにおけるESG関連規制のスケジュール



CSRD_現行のNFRDからCSRD案への改定

		NFRD（現行）	CSRD案
	対象企業	従業員500名以上かつ、社会的影響度の高い企業（上場会社、銀行、保険）	上場会社および大企業 （大企業：以下3つの基準のうち、2つに該当する企業） ✓ 売上高：40百万ユーロ超 ✓ 総資産：20百万ユーロ超 ✓ 従業員：250名超
	対象となる企業数	EU 11,600社 ドイツ 500社	49,000社 （カバー率 > EU企業の売上高合計の75%） 15,000社
	開示要求の範囲	- 環境保護 - 社会的責任と従業員雇用労働環境 - 人権の尊重 - 贈収賄防止 - 取締役会の多様性 （年齢、性別、学歴、職歴）	左記に加えて、 - ダブル・マテリアリティ（企業に影響を及ぼすサステナビリティ関連リスク（気候変動関連を含む）および、社会・環境に対する企業の影響）を考慮に入れた報告 - ステークホルダーにとって重要な項目の決定プロセス - 将来情報（ターゲットやその進捗度など）の報告 - インタangible（社会的・人的・知的資本）に関する情報開示 - （金融企業向けの）サステナビリティ開示規則（SFDR）および、EUタクソミー規制に沿った報告
	第三者の保証要否	任意 （オランダなど一部の国で法定監査要求あり）	必須（限定的保証） - 監査報告書に統合 - 主な監査パートナーが関与 - EUタクソミーや報告事項を特定するためのプロセスも保証範囲に含まれる
	開示場所 開示方法	年次報告書またはサステナビリティ報告書 （一部の国） オンラインまたはPDF	年次報告書のマネジメントレポート 単一の電子フォーマット(XHTML)

EU外親企業のEU現地法人の取り扱い

日本の
現地法人とCSRD

①大規模企業、②EU規制市場に上場している中小規模企業に該当する日本企業の現地法人は、CSRDの適用対象になる可能性がある



免除規定

EU外親企業が、CSRDまたはEUのサステナビリティ報告基準と同等であると評価された基準に基づいて、サステナビリティ報告を実施している場合には、EU現地子会社は、適用を免除される



However

課題

- EUのサステナビリティ報告基準は、2022年10月末までにセクター共通基準、2023年10月末までにセクター別基準が採択される見込み
- GDPRの同等性評価の際の日本の個人情報保護法に該当するような、EUから同等性評価を受けるべき日本のサステナビリティ報告基準は存在しない

CSRDの主な開示項目



CSRD開示基準の公開草案：ESRSの開示項目数

CSRDのサステナビリティ開示基準について委託を受けたEFRAGから公表されている公開草案（ESRS）では、136項目におよぶ開示項目を対象企業に要請しています。

カテゴリー	No	名称	数
 General	ESRS1	General principles	0
	ESRS2	General, strategy, governance and materiality assessment	22
	小計		22
 Environment	ESRS E1	Climate change	17
	ESRS E2	Pollution	7
	ESRS E3	Water and marine resources	7
	ESRS E4	Biodiversity and ecosystems	10
	ESRS E5	Resource use and circular economy	9
小計			50

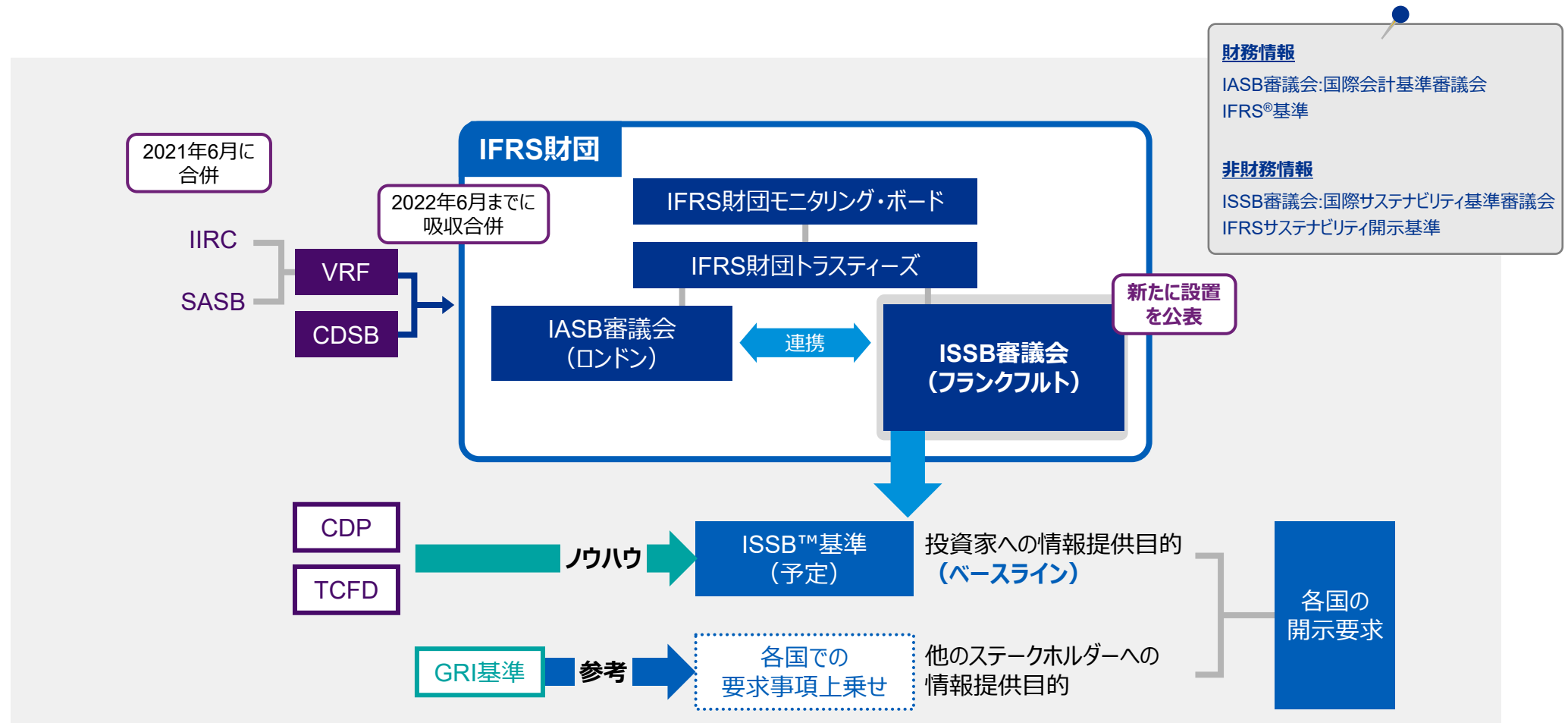
カテゴリー	No	名称	数
 Social	ESRS S1	Own workforce	26
	ESRS S2	Workers in the value chain	6
	ESRS S3	Affected communities	6
	ESRS S4	Consumers and end-users	6
小計			44
 Governance	ESRS G1	Governance, risk management and internal control	10
	ESRS G2	Business conduct	10
小計			20
合計			136



③ ISSB審議会による 開示に関する提案

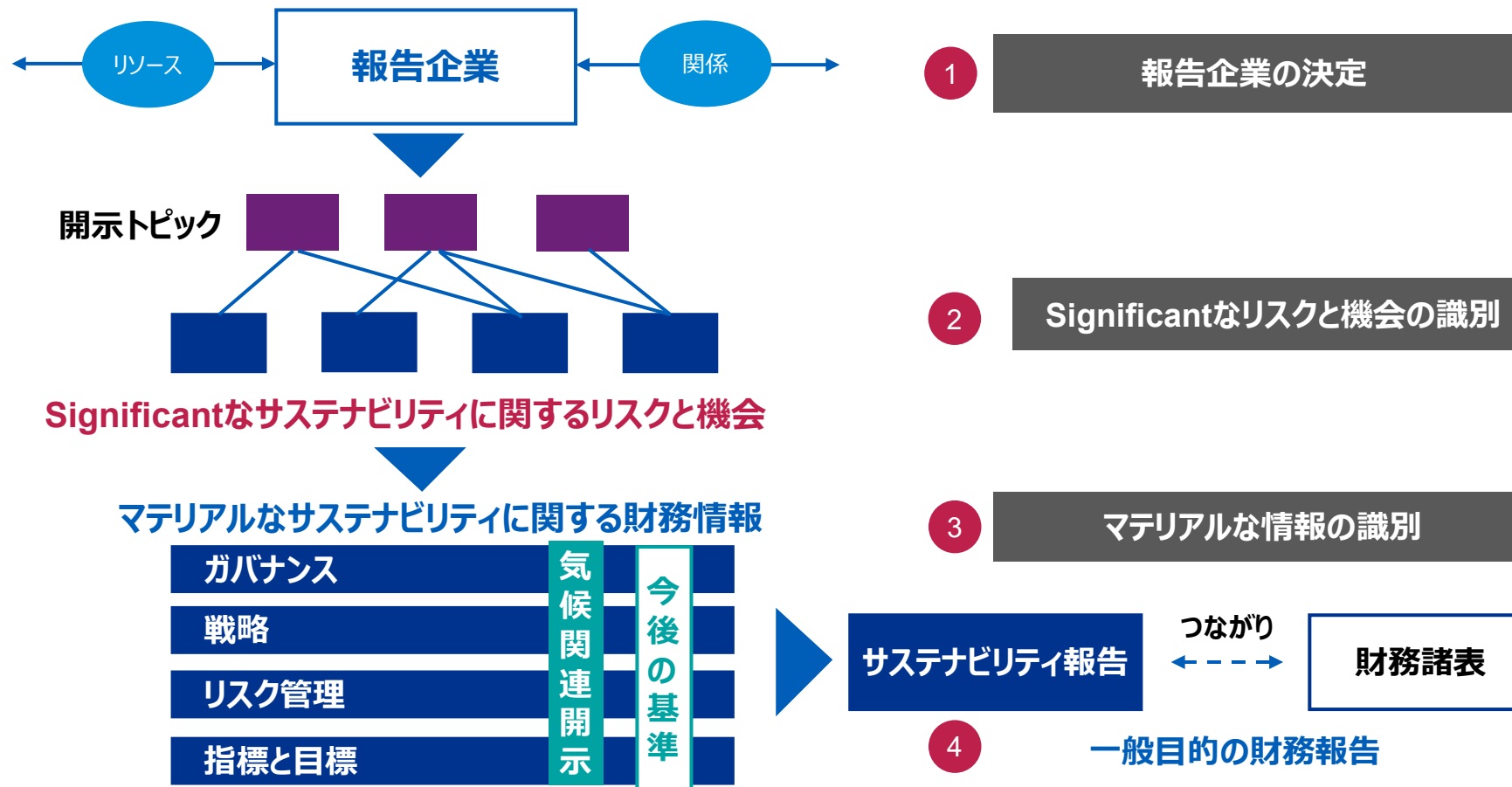
IFRS財団によるISSBの設置

IFRS財団は、2021年11月3日に非財務開示情報基準を開発する組織としてISSB審議会の設置を公表しました。



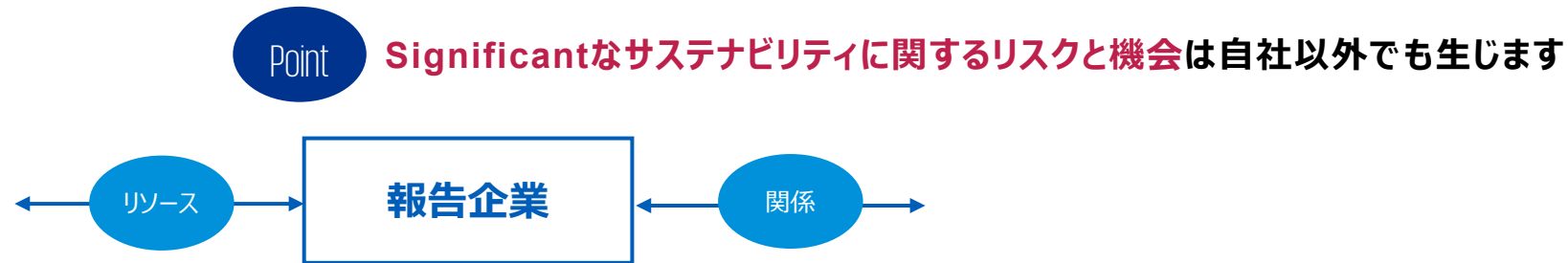
IFRSサステナビリティ開示基準（公開草案）

ISSB審議会による公開草案の骨子は、以下のとおりです。



IFRS S1 : ① 報告企業の決定

第1のステップは、「報告企業」（報告対象とする範囲）の決定です。



補足

サステナビリティ報告の「報告企業」は財務諸表のものと同一

→ 連結財務諸表と一体で開示する場合、サステナビリティ報告も連結ベースで開示

ただし、以下に関する活動、リソース、関係に関する情報もマテリアルな情報となりうる

- ・ 企業内部におけるもの（例：自社の雇用慣行）
- ・ 上流におけるもの（例：サプライヤー、サービス提供者）
- ・ 下流におけるもの（例：流通業者、顧客）
- ・ 外部環境との関係に関するもの（例：資金調達源）

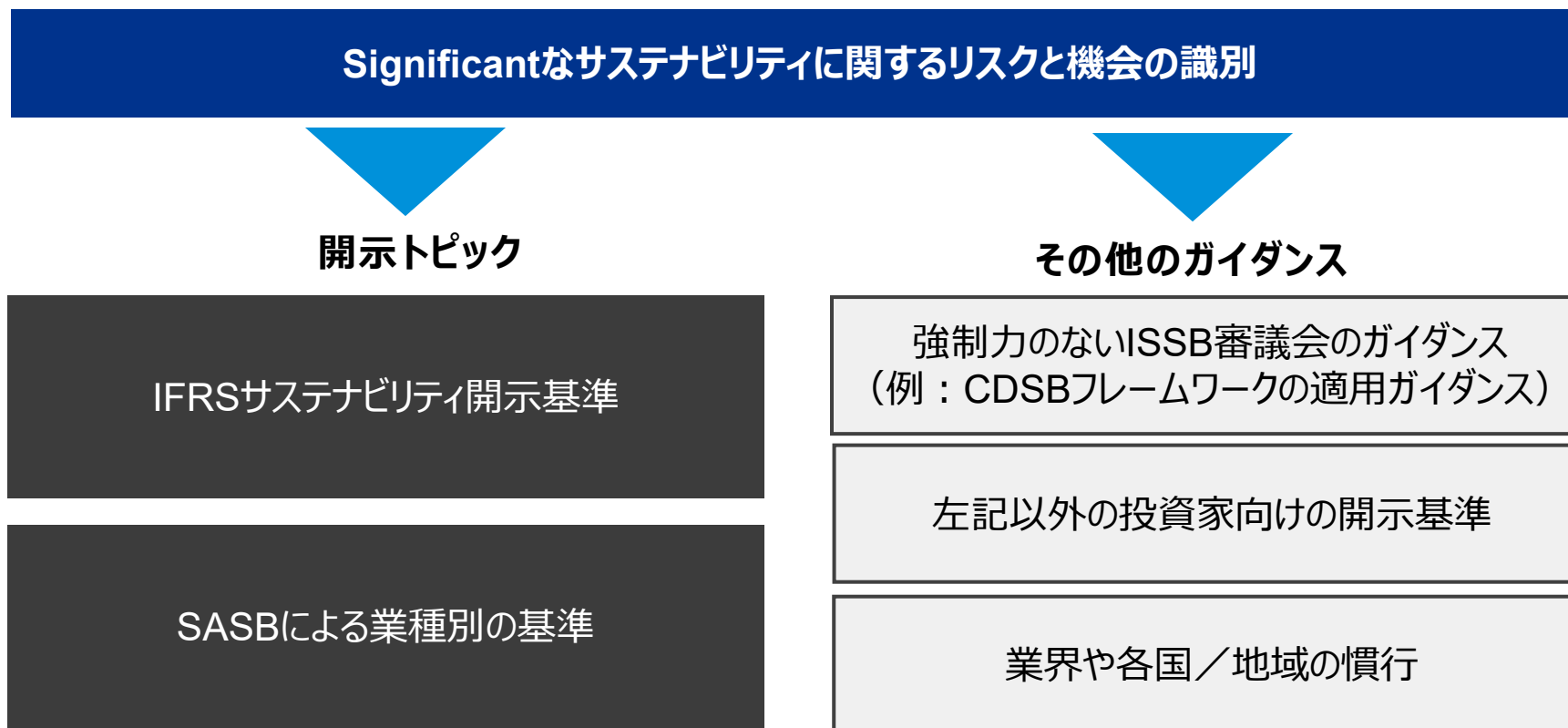
マテリアルな情報（例）：
サプライヤーにおける人権

IFRS S1 : ② 開示すべき事項の識別

第2のステップは、「**Significantなサステナビリティに関するリスクと機会を識別すること**」です。

Point

本プロセスは、**本基準の適用において核となる部分**であり、極めて重要です



IFRS S1 : ③ 重要性のある情報

マテリアルなサステナビリティに関する財務情報



一般目的財務報告の利用者が以下を理解できるようにするための情報を提供すること

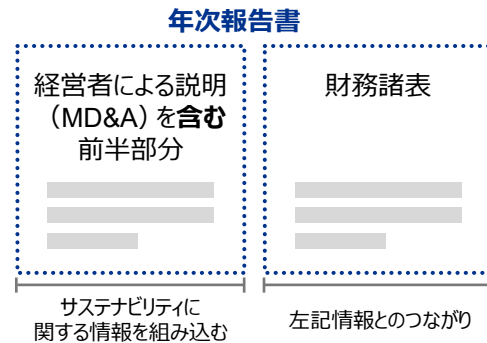
ガバナンス	全般的な要求	気候関連開示	今後の基準
戦略			
リスク管理			
指標と目標			

4つの柱	開示目的
1 ガバナンス	サステナビリティに関するリスクと機会を モニタリング・管理 するために利用されるガバナンスプロセス、統制および手続
2 戦略	短・中・長期において 事業モデルや戦略に影響 を与える可能性がある Significantなサステナビリティに関するリスクと機会に 対処 するための企業の戦略
3 リスク管理	サステナビリティに関するリスクと機会を 識別・評価・管理 するためのプロセス → 当該プロセスが企業の全体のリスク管理プロセスにどのように組み込まれているかを評価 → 企業全体のリスクプロファイルおよびリスク管理プロセスについて評価
4 指標と目標	サステナビリティに関するリスクと機会を 測定・管理・モニタリング するために利用される情報 → 企業がどのように業績（例：目標に向けた進捗状況）をどのように評価しているか

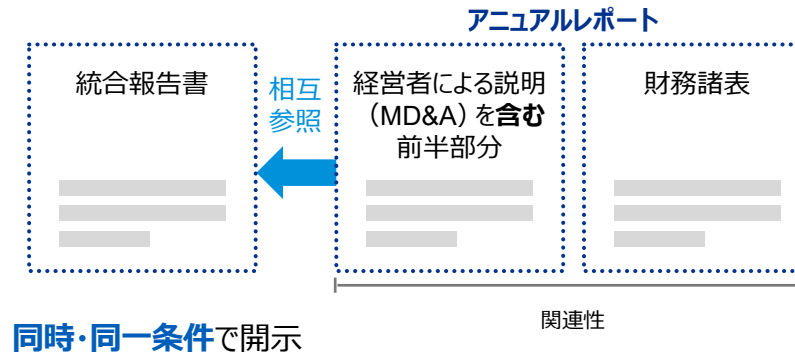
IFRS S1 : ④ 報告

開示場所

例1 ISSB基準で要求される情報を
経営者による説明に組込む

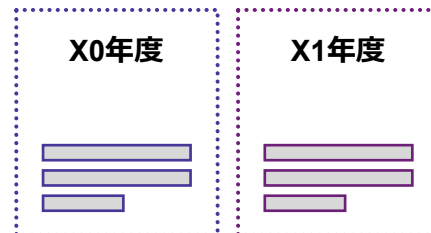


例2 統合報告書で開示されている情報に相互参照を付し、
MD&Aにおける説明と同じ条件で入手できるようにする



表示と開示

比較情報の表示



見積りや仮定の開示

- 指標について見積りの不確実性が高い場合、その旨、不確実性の原因および性質、ならびに不確実性に与える要因について開示する
- 財務データや仮定が含まれている場合、財務諸表の作成にあたって用いられた財務データや仮定と可能な範囲で整合的にする

IFRS S2 : 気候関連の開示

気候関連の開示について、特徴的な点は、以下の通りです。

	気候関連の開示に関する公開草案の特徴
2 戦略	● 脱炭素社会に向けた移行計画の開示が要求されている (カーボンオフセットへの依拠、オフセットが第三者検証を受けているか) ● 実施不可能な場合を除き、気候変動リスクによる影響（定量情報）の開示が要求されている ● 実施不可能な場合を除き、シナリオ分析の開示が要求されている
4 指標と目標	P25,26参照 ● 業種横断的な指標とSASB基準をベースに業種別の指標が定められている ● Scope1、2について、①親子会社と②関連会社、JV、連結されていない子会社や関連会社に区分した開示が要求されているほか、②について排出量の算定方法やその理由に関する開示が要求されている ● Scope3については、カテゴリーごとの開示が要求されているほか、バリューチェーンから得られた情報を利用して算定している場合、算定方法の説明が要求されている（バリューチェーンから情報が得られないため開示していない場合、当該理由を開示） ● 目標についても、詳細な開示が要求されている P27参照

IFRS S2 : ① 業種横断的指標

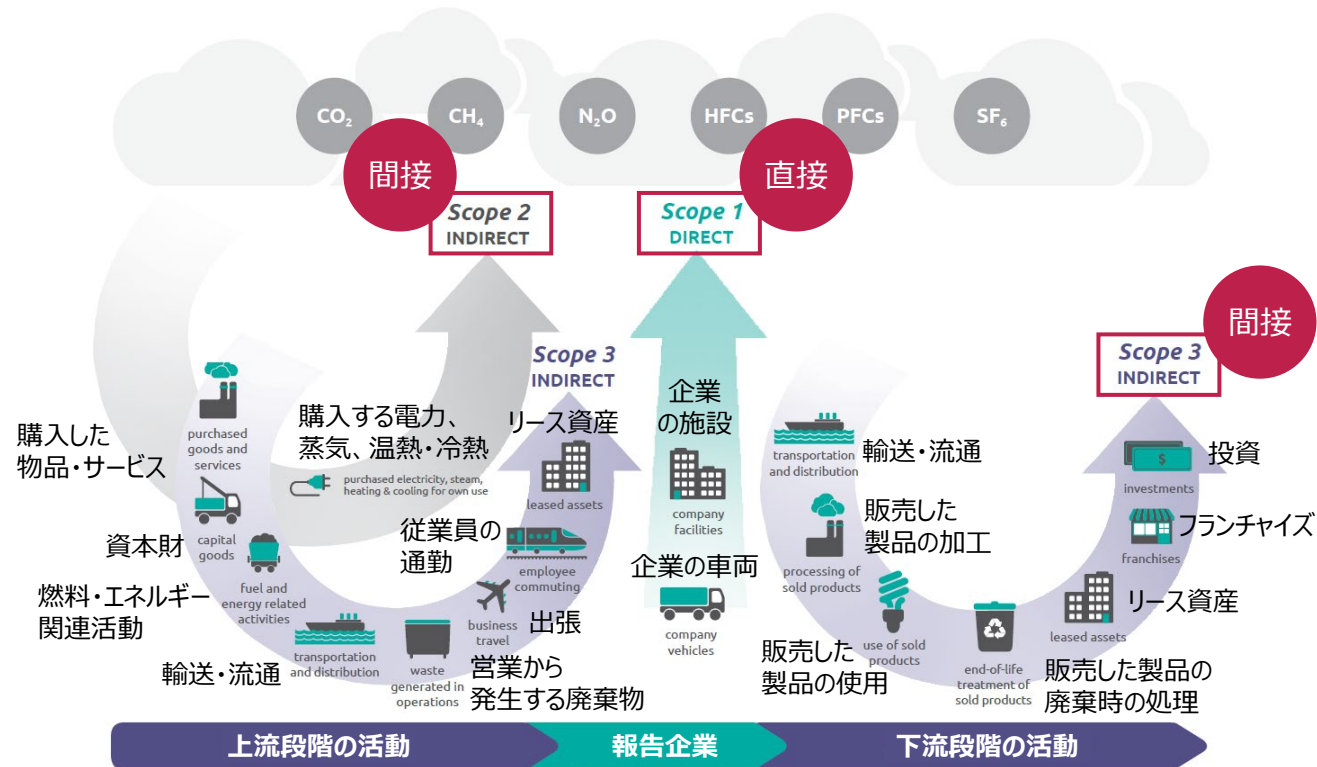
業種横断的な指標に関する開示要求の提案は、TCFD提言を踏まえたものになっています。

7つの指標			指標例	開示例
1	GHG排出量	Scope1、2の排出量および収益・生産高当たりの排出量、 Scope3の排出量および収益・生産高当たりの排出量	絶対量 収益当たり、生産高当たり	XXCO ₂ -e トン
2	移行リスク	移行リスクに晒されている資産や事業活動の額および割合	高い移行リスクに晒されている 不動産担保額	XX百万円 XX%
3	物理的リスク	物理的リスクに晒されている資産や事業活動の額および割合	過去100年で洪水が起きた 地域への住宅ローンの額	XX百万円 XX%
4	気候関連 の機会	気候関連の機会と整合的な資産の額およびその割合	低炭素経済への移行を 支える財サービスの収益	XX百万円 XX%
5	資本的支出や 資金調達	気候関連のリスクおよび機会に対する資本的支出額、 資金調達額、投資額	低炭素製品・サービスへの 研究投資額／収益額	XX百万円
6	内部炭素価格	組織が内部で使用するGHG排出量1トン当たりの価格 意思決定における内部炭素価格の利用方法	内部炭素価格	XX百万円
7	報酬	気候関連の事項にリンクしている役員報酬の割合 役員報酬の決定における気候関連事項の考慮方法	役員の長期インセンティブに 関する気候変動関連の割合	XX%

出所：ISSB審議会 IFRS S2（公開草案）「Climate-related Disclosure」をもとにKPMG作成

IFRS S2 : ① 業種横断的指標 – Scope 3

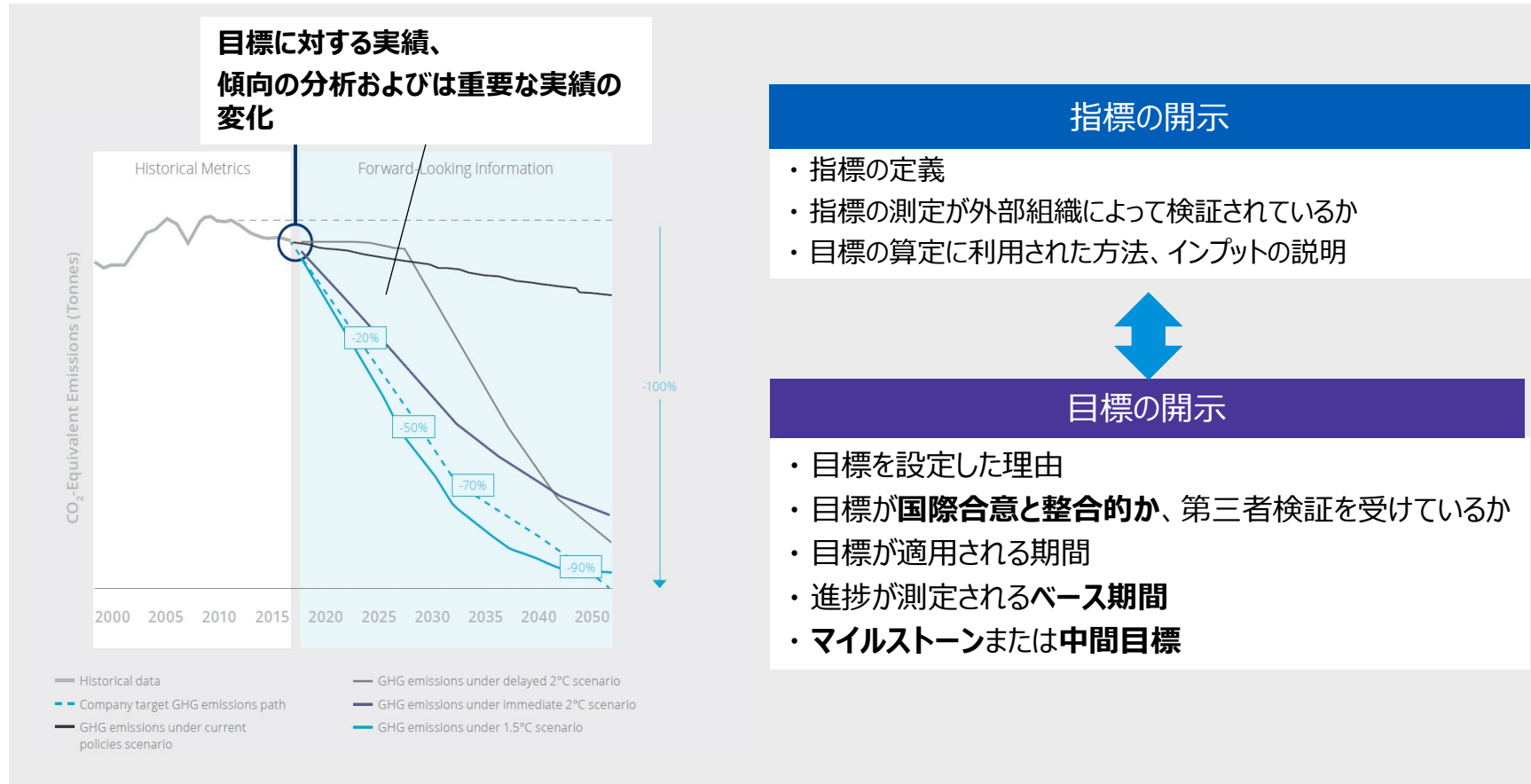
Scope 3の排出量を管理し、開示していくためには、**バリューチェーンにおける情報の入手が不可欠**です。



出所：GHGプロトコル「Corporate Value Chain (Scope 3) Standard」(2011年公表) (KPMGにて翻訳を追加)

IFRS S2 : ② 指標と目標

リスクと機会を**測定・管理・モニタリング**するために利用される情報として、指標と目標の開示が要求されています。



出所：ISSB審議会 IFRS S2（公開草案）「Climate-related Disclosure」及びTCFDガイダンス「指標、目標、移行計画」（2021年10月）をもとにKPMG作成

(参考) SEC提案とISSB審議会による公開草案との比較

SEC提案とISSB審議会によるIFRS S2号（公開草案）との相違は、主に以下のとおりです。

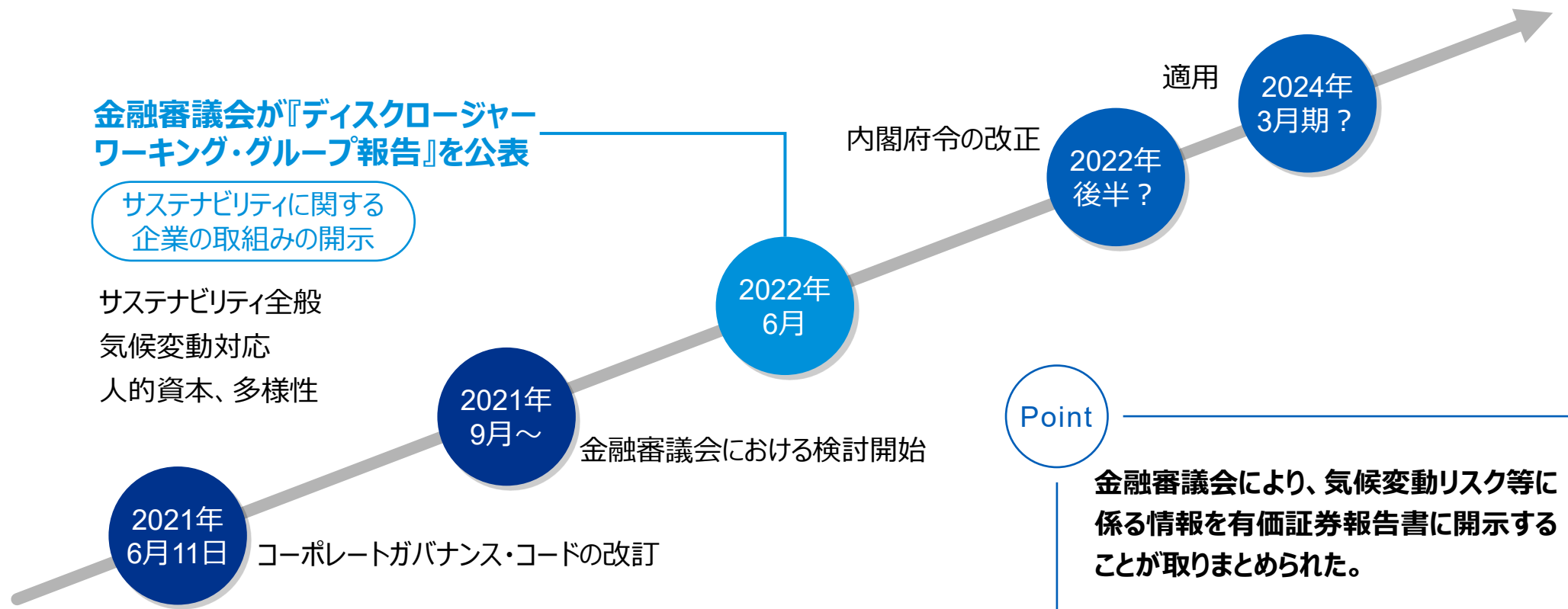
SEC提案		IFRS S2号 公開草案
財務諸表における開示	各勘定への影響、支出額への影響等を 財務諸表注記が要求 →内部統制評価、内部統制監査、財務諸表監査の対象	財務諸表における 開示要求はなし
財務影響の開示	「リスク」について開示を要求する一方で、「 機会 」については任意	リスクと機会の双方 について、開示を要求
シナリオ分析の開示	実施している場合に限って 、シナリオ分析の開示を要求	実施不可能な場合を除き 、シナリオ分析の開示を要求
Scope3の開示	重要または企業がScope3の排出量を含めて削減目標を公表している場合に限って 、開示を要求 民事責任において、 セーフハーバー ルールの対象	Scope3の排出量について、 条件なく開示を要求 民事責任には言及なし
業種別の開示基準	業種別の開示基準はない	業種別の開示基準（案）を 公表
第三者による保証業務	Scope1、2の排出量について 保証業務 を受けることを要求	保証業務について 言及なし



2. 非財務情報開示の国内動向

国内の制度動向：概要

国際的な動向も踏まえ、国内でもサステナビリティ情報の開示の拡充が進められている。



国内の制度動向：コーポレートガバナンス・コードの改訂

2021年6月におけるコーポレートガバナンス・コードの改訂を踏まえ、サステナビリティ情報に関する開示について、特にプライム市場の上場会社による一層の対応が期待されています。

気候変動リスク E	プライム市場の上場会社	TCFDまたはそれと同等の枠組み（IFRS財団のISSB審議会による基準を想定）に基づく開示
企業の中核人材におけるダイバーシティ S	上場会社	- 中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標と達成状況 - 多様性確保に向けた人材育成や社内環境整備方針、その実施状況
取締役会 G	上場会社	「スキル・マトリックス」等による取締役の有するスキル等の組合せ
無形の資産／全般	上場会社	- 人的資本や知的財産への投資等と自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識した分かりやすく具体的な情報 - 取締役会によるサステナビリティに関する取組みの方針策定
	プライム市場の上場会社	開示書類のうち必要とされる情報（英語）

国内の制度動向：金融審議会における検討課題

金融庁に設置された金融審議会（Disclosure Working Group）における検討では、以下のような開示項目を制度化の対象とすべきか否かについて議論されています。

サステナビリティに係る開示	コーポレートガバナンスに係る開示	その他の開示
・ 気候変動対応（喫緊の対応が必要！） ・ 人的資本への投資 （従業員の人数、人材の育成・維持） ・ 多様性の確保 （男性社員の育児休業取得等） ・ 人権 ・ 知的財産への投資 ・ 気候変動以外の環境課題等	・ 取締役会等の活動状況 ・ 政策保有株式 ・ 監査に対する信頼性確保 ・ 役員報酬	・ 経営上の重要な契約 ・ 英文開示 ・ 重要情報の公表タイミング
 ポイント1 国際的な動向も踏まえて議論	 ポイント2 サステナビリティ情報に対する保証業務についても問題提起	

国内の制度動向：今後の有価証券報告書における開示

金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告の概要は以下のとおり。

有価証券報告書

■ 非財務情報

サステナビリティ【新設】

(開示項目)

- ・「ガバナンス」、「リスク管理」
(必須)
- ・「戦略」、「指標・目標」
(重要性を踏まえて判断)

コーポレートガバナンス【充実】

■ 財務情報

サステナビリティ【新設】

全般

■ サステナビリティ情報の『記載欄』を新設

- ・ 「ガバナンス」と「リスク管理」は、すべての企業が開示
- ・ 「戦略」と「指標と目標」は、各企業が重要性を判断して開示

気候変動

- 気候変動対応が重要な場合に、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」の枠で開示

人的資本

- 「人材育成方針」、「社内環境整備方針」を記載項目に追加
- サステナビリティ情報の『記載欄』の「戦略」及び「指標と目標」の中で開示

多様性

- 「男女間賃金格差」、「女性管理職比率」、「男性育児休業取得率」を記載項目に追加
- 『従業員の状況』の中で開示

出典：金融審議会「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告－中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて-概要」
金融庁（https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20220613/02.pdf）を加工して作成



3. 今後の展望

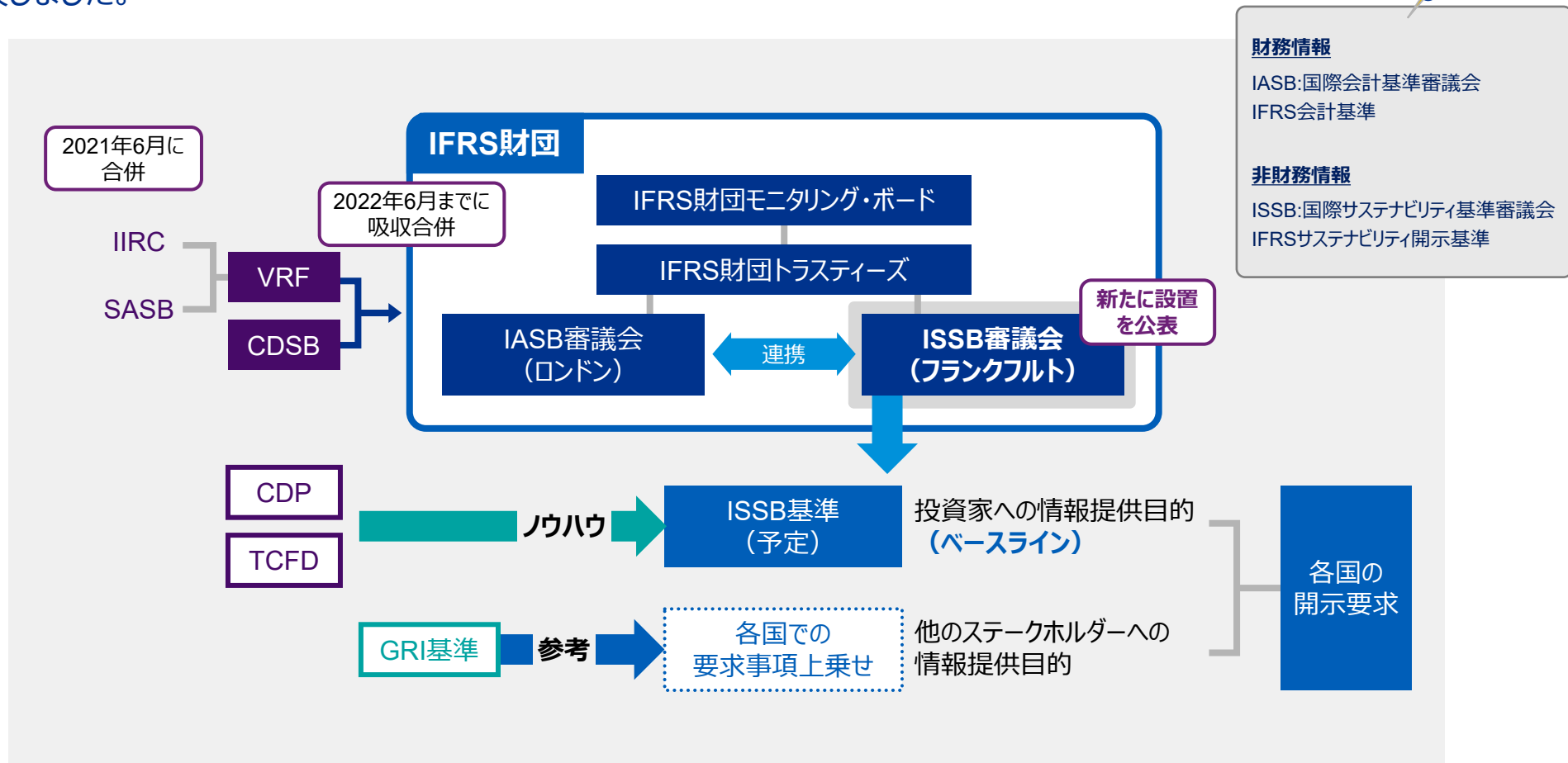
サステナビリティ関連開示基準の状況

	ISSB		EFRAG	SEC
開示基準	全般的要求事項案	気候関連開示案	ESRS案	気候関連開示規則案
対象地域	基準を採択する 国・地域	基準を採択する 国・地域	EU加盟国	米国
公表時期	2022年3月	2022年3月	2022年4月	2022年3月
コメント期限	2022年7月29日	2022年7月29日	2022年8月8日	2022年6月17日
開示スコープ	サステナビリティ	Eの中の気候関連	ESG	Eの中の気候関連
適用開始時期 見込み	基準を採択する 国・地域の選択	基準を採択する 国・地域の選択	企業規模等別に 2024年1月から順次？	企業規模等別に 2023年から順次※1

※1 適用開始時期等については、下記KPMGウェブサイトをご参照「米国SECが気候関連開示規則案を公表」
<https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2022/03/sv-220330-sv.html>

IFRS財団によるISSBの設置

IFRS財団は、2021年11月3日に非財務開示情報基準を開発する組織として国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の設置を公表しました。





Thank you



KPMGあずさサステナビリティ株式会社
パートナー
齋尾 浩一郎
E: Koichiro.saio@jp.kpmg.com



home.kpmg/jp/socialmedia

home.kpmg/jp

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2022 KPMG AZSA Sustainability Co., Ltd., a company established under the Japan Companies Act and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。KPMGあずさサステナビリティ株式会社はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」、「IASB®」、「ISSB™」はIFRS財団の登録商標であり、KPMGあずさサステナビリティ株式会社はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。